○国家公安委員会規則第

号

銃砲 刀剣類 新 持等 取 締法施行 行 規則 (昭和三十三年総理府令第十六号) 第十九条第二項ただし書の規定に基

づき、 猟銃  $\mathcal{O}$ 口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

国家公安委員会委員長 坂井 学

猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則

猟銃  $\mathcal{O}$ П 径の長さの特例に関する規則 (昭和四十六年国家公安委員会規則第五号) の一部を次のように改

正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

備考 表中の[ ]の記載は注記である。	のを除く。) 12.0ミリメートル   ライフル銃(前項に該当するものを除く。) 又はライフル銃以 2 ライフル銃り   外の猟銃 8番	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第19条第2項ただし書の猟銃の [同左] 径の長さは、次に掲げるとおりとする。 ライフル銃 (腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えない 1 ライフル銃ライフル銃であつて、ライフル実包を発射する機能を有しないも	改 正 後
	ル銃以外の猟銃 8番	<u>ル銃</u> 12.0ミリメートル	改 正 前

年

この規則は、

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

(令和六年法律第四十八号)

の施行の日(令

附

則

月

日)から施行する。